

◎新潟県告示第796号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成30年7月13日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しをした 建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
平成30年4月13日	松山 訓	第14924号	申請
平成30年6月22日	矢嶋 まさ江	第11502号	死亡